平成２６年（フ）第１５０８号
福岡市早良区有田３丁目11番７号
破産者　有限会社トップマート
1　決定年月日　平成26年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５４号
長野市東鶴賀町28番地１
破産者　株式会社キュウプレス
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２０号
福岡市東区三苫１丁目15番１号西浜コーポ102号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区和白６丁目５番38号
破産者　矢野　和文
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６３９号
福岡市博多区東月隈２丁目５番６号
破産者　富士クリーンシステム株式会社
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５１４号
福岡市南区高宮３丁目３番１―104号ピア高宮
破産者　株式会社よしむら住宅
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２３号
沖縄県南城市佐敷字佐敷1539番地203
破産者　有限会社金商
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２１９号
沖縄県豊見城市字与根561番２
破産者　東陽興業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２２１号
栃木県下都賀郡壬生町大師町13番23号
破産者　柳田　千寿
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４８号
栃木県大田原市浅香２丁目3391番地11　ＤＩシオンスクエア102号
破産者　増渕　一則
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３５１号
栃木県宇都宮市細谷町690番地１
破産者　株式会社村田建設
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３５２号
栃木県宇都宮市砥上町420番地８
破産者　村田　哲男
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８１号
埼玉県草加市遊馬町658番地６
破産者　株式会社アイムハートこと　株式会社愛夢心
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３３２号
山梨県山梨市上石森649番地の14
破産者　有限会社雄麻
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４０５号
山梨県甲斐市西八幡1465番地２
破産者　有限会社一樹工業
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
静岡県熱海市下多賀723番地の25
破産者　有限会社島光水産
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
広島市安佐南区祇園１丁目28番７号
破産者　株式会社ジュオン
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４８３号
広島市安佐南区祇園１丁目28番７号、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝２丁目３番22号
破産者　株式会社コスモエース
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４５９号
福岡市博多区奈良屋町９番11号
破産者　有限会社新共電機
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５５３号
福岡県太宰府市水城１丁目23番35号
破産者　有限会社轟工芸
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２９号
秋田市広面字樋ノ沖53番地３
破産者　五蔵舎株式会社
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１０号
群馬県太田市大原町105番地８　カーサ・ルシアＦ棟、前住所大阪市此花区高見２丁目５番26号
破産者　矢野　裕二
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部